

大館市立小・中学校における通学区域に関する規則の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令第8条及び、大館市立小・中学校通学区域に関する規則第4条に基づき、就学指定校変更の申立に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申立)

第2条 就学指定校の変更を申立しようとする者(以下「申立者」という。)は、就学指定校変更申立書(別記様式第1号。以下「申立書」という。)に必要書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

2 申立者は、特別支援学級入級など、長期に渡る変更が真に必要なときを除き、指定校変更の開始日以降の最初の3月31日を超える日までの申立はできないものとする。

(決定)

第3条 教育長は、申立書が提出されたときは、これを審査し、申立の可否を決定するとともに、その結果を就学校の指定に係る通知書(別記様式第2号)により申立者に通知する。

(変更基準)

第4条 前条の規定による変更の基準は、別表のとおりとする。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育長が決定する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、大館市小・中学校における通学区域制度の運用に関する要綱(平成13年12月20日要綱)は、平成19年3月31日をもって廃止する。

別表（第4条関係）

指定校変更の判断基準

大館市教育委員会

事 由		期 間	必 要 書 類	備考
病 気 ・ 障 害	病院学級に入級するとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・医師の診断書	
	心身の障害等により、指定校へ通学することに支障があるとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・医師の診断書	
転居などにより通学校が変更となる時	最終学年に達し、同じ学校へ継続して就学を希望するとき。ただし通学に支障がないこと。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書	
	学期途中で転居し、転居の日が学期末または長期休業日の最初の日まで原則として30日未満であり、通学に支障がないとき。	原則として30日未満で必要とする期間。	・就学指定校変更申立書	
	家屋の新築又は借家のため、近日に申立を行なう通学区域に転居を予定しているとき	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・土地建物売買契約書等の写し ・建物確認通知書の写し ・建物賃貸契約書の写し	
	家屋の新・改築により一時的に指定された通学区域外へ転居するとき。			
教育的配慮による時	保護者の仕事などの都合により、下校後通学区域外の信頼できる親族等に児童を預かるとき。ただし原則として小学校第3学年までとする。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・同居の成人の就労証明書 ・児童の預り証明書	
	いじめ、不登校等により、教育的配慮を必要とするとき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・校長の意見書	
	その他教育長が必要と認めたととき。	必要とする期間	・就学指定校変更申立書 ・その他証明書類	